

### 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
(株) 松浦工務店	茨城県東茨城郡茨城町小堤 1743-1	2-000948

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2 指名停止措置期間

平成22年11月29日 ～ 平成22年12月28日 (1箇月)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する建設工事

4 事実概要

(株)松浦工務店は、平成22年11月2日、町発注の中学校付属建屋新築工事（茨城町谷田部地内）において、作業員に高所における作業方法及び安全作業の徹底を怠ったため、作業員が型枠工事におけるアンカーボルト設置作業中、土間コンクリート面に転落し、重傷（全治2箇月）を負う事故を発生させた。

5 指名停止理由

安全管理措置の不適切により工事関係者の負傷事故を起こしたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成6年茨城町要領第1号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第1第7号に該当する。

〈指名停止等措置要領別表第1第7号〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 町工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内

#### 問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課  
 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地  
 電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)